

平成29年度第1回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

1 日時

平成29年7月25日（火） 午前10:00～11:30

2 場所

ルポールみずほ

3 出席者

菅原佳典委員長、及川洋委員、千葉一明委員、相馬智子委員

4 審議事項

【県発注工事に係る入札・契約手続の運用状況について】

委員：応札者が少なければ、どうしても落札率が高くなるようだが、予定価格は公表しているのか。

事務局：事後公表のモデル的試行として発注する50件程度を除いては、事前公表を行っている。

【抽出案件（由利地域振興局農林部：沢内地区 地すべり対策工事）】

委員：予定価格の金額が大きくなるにつれ、工事の難易度が上がり、総合評価落札方式を採用したり、JVを入札参加要件とする発注がされている感覚でいたが、当該工事では予定価格が5千万円程度であるのに2社JVとなっている一方、それ以上の予定価格でも単体で発注されている工事があるのはどうしてか。

事務局：県発注工事に関しては、あらかじめ設定してある発注要件に則って発注を行っている。その要件では、法面工事の場合では4千万円以上は2社JVで発注することと定めており、他の工種では、JV発注とする予定価格の基準額が異なっている。

また、総合評価落札方式の採用については、当該工事は法面の吹付工に加え、グランドアンカー工と言われる斜面にボーリングを施し、地すべりを起こしやすい地層と固い地盤をアンカーで定着させる工事内容であることから、比較的難しい工事と判断されたため、金額だけでなく、企業の施工実績や配置予定技術者の能力を評価する総合評価落札方式により発注したと聞いている。

委員：当該工事における入札参加要件を満たす業者は多数いる、との説明であるが、3JVという少ない入札参加になっているのは、何か原因があるのか。

事務局：当該工事では、参加業者が3JVという結果だったが、参加可能業者としては全県の40社以上の企業が入札参加資格を持っており、20JV程度が参加可能となっている。応札には、それぞれの企業の経営方針があり、その企業でない理由はわからないため、一概には言えないが、手持ち工事を抱える業者が多かったか、それとも難易度が高いとして敬遠した企業もあったのかもしれない。

【抽出案件（秋田港湾事務所：統合補助改修工事）】

委員：総合評価落札方式を採用しなかった理由において、総合評価落札方式にした場合の入札参加企業の負担を考慮したとあるが、企業にはどのような負担が生じるものか？

事務局：企業側としては、技術評価項目にある評価を得るため、評価資料をいろいろと準備する必要がある。

秋田港：当該工事は、28年10月議会の補正予算で措置され、早急に工事に着手しなければならなかったことから、入札公告から契約までに時間を要する総合評価落札方式は適さないとも判断した。

委員：総合評価落札方式の採用の基準が一定されていないと思われるが、発注の基準はそれぞれの機関で決めているのか？

事務局：標準的な考えや共通事項は本庁で基準を定めており、各発注機関もそれに則って発注を行っている。ただし、発注前に入札参加要件等の最終決定をする入札審査会や入札審査委員会という組織があり、ここでの審査を経て発注している。その会の長が予定価格によって異なっており、小さい順から地域振興局の部長、地域振興局長、本庁の部長、副知事となっている。

また、総合評価落札方式については、4千万円以上の工事の50%を採用するとした試行的な扱いとしており、採用する工事を特定している訳ではなく、発注機関の判断に任せている。

委員：秋田県実施単価表とあるが、他県と比べると安い高いどちらなのか？

事務局：労務単価であれば、全国一斉に聞き取り調査を実施した機関において、10月に設定しており、秋田県だけが安いと言うことにはならないようになっている。

委員：秋田県土木工事標準積算基準書も同じか？

事務局：毎年4月に国で定める基準に準じており、基本的には同じであるが、県で若干の調整をして秋田県版として使用している。他県も秋田県と同様な扱いとしている。

委員：統合補助改修工事の工事内容はどういうものか？

秋田港：矢板護岸の矢板の腐食を防ぐため、ペトロラタムという油成分を主としたパテ状のもので矢板を覆うという工事です。